

平成 23 年 5 月 30 日

【配布資料】

「金融機関等による保険販売に関するヒアリング」
～日本代協の意見並びに要望～

社団法人 日本損害保険代理業協会
会 長 岡部 繁樹

記

1. 要望内容

- (1) 現行弊害防止措置（以下、同措置）は、消費者保護のために必要不可欠なルールであり、引き続き維持するよう要望する。
- (2) 同措置の実効性を高めるため、その存在について消費者への周知を徹底頂くよう要望する。

2. 上記理由・背景

- (1) 保険に関しては、消費者利便以上に消費者保護が重要である。
 - ・ 弊会が全国各地で実施している消費者団体との対話の中では、利便性よりも『安心して納得して保険に加入したい』との意向が多く示されており、消費者は「保険のプロ」を求めている。
 - ・ 同措置対象の第 2 分野商品のうち、最大種目である自動車保険の実質的普及率はほぼ 100%であり、加入時の利便性が課題となっている状況ではない。
 - ・ そもそも同措置は、「消費者保護」を目的として設けられたものであり、利便性向上を理由とした見直しはその理念を失わせるものである。
- (2) モニタリングは直接消費者（事業者を含む）に対して行う必要がある。
 - ・ 「金融機関による購入・利用強制」の判断に当たっては、金融機関に経営上の生殺与奪の権を握られている中小零細事業者の本音はなかなか表面化しにくい実態があることを強く認識する必要がある、事後規制では実効性を担保することができない。

- ・ 消費者・中小事業者サイドは、同措置の存在すら知らないことが一般的であり、実効性を伴ったモニタリングを行う場合は、同措置の存在・内容を伝えた上で、直接消費者・中小事業者に対して無記名アンケートを行い、実態を踏まえた判断を行うことが重要である。
- (3) 金融審議会「保険の基本問題に関するWG」において、平成21年6月にまとめられた「中間論点整理」の論議を先行すべきである。
- ・ 先の「中間論点整理」においては、大規模乗合代理店の誠実性担保等についても課題認識が示されており、募集主体に対する規制のあり方を検討する旨の方向性が示されている。
 - ・ 自由化の進展とともに保険代理店を取り巻く環境は大きく変化しており、現行法制も見直しの時期を迎えている。消費者保護を実現していくためにも、募集主体に関する規制の有り方に関する論議を先行して実施すべきである。
 - ・ 弊害防止措置の見直しは、上記論議結果と整合性をとる形で、その後に行うことが適当であると考ええる。
- (4) 現状においても金融機関の優越的地位濫用の懸念は払拭されておらず、同措置の見直しは、時期尚早である。
- ・ 残念ながら、現時点においても、保険商品に限らず、金融機関の優越的地位の濫用が疑われる事案は発生しており、同措置の見直しは慎重に行う必要がある。
 - ・ 金融機関が消費者、特に中小事業者に対して有する影響力は強大である。そうした環境の中で、金融機関に勧誘されれば「断りきれない文化」を温存してしまうことは、健全な市場の発展を阻害するものであり、消費者視点に立った政策判断が必要である。

以上